

四日市市告示第 2 5 1 号

特定工場等において発生する振動の規制基準の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 5 月 1 日

四日市市長 田 中 俊 行

特定工場等において発生する振動の規制基準の一部を改正する告示

特定工場等において発生する振動の規制基準(平成 1 2 年四日市市告示第 3 7 4 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>特定工場等において発生する振動の規制基準</p> <p>2 第 2 種区域内に所在する学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号)第 2 条第 1 項に規定する<u>図書館</u>、老人福祉法(昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 1 8 年法律第 7 7 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定子ども園</u>の敷地の周囲 5 0 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値</p>	<p>特定工場等において発生する振動の規制基準</p> <p>2 第 2 種区域内に所在する学校教育法(昭和 2 2 年法律第 2 6 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号)第 2 条第 1 項に規定する<u>図書館並びに老人福祉法(昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 5 0 メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。</u></p>

とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(環境部 環境保全課)